

第一次提言項目	新年度の取組	事業内容
第1 いじめの未然防止に関すること		
1. 啓発・教育	児童生徒対象のいじめ防止に関するキャンペーンの開催	<p>いじめの未然防止と児童生徒の意識の向上を図るため、以下のとおり開催している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止「きずな」キャンペーン・・・5月1日から5月31日まで、全市立小・中・中等教育学校・特別支援学校において実施した。各学校においては、①いじめに向かわない「学級づくり」の実践、②教職員の研修、③児童生徒や保護者に対する啓発、④いじめの未然防止と早期対応などの活動に取り組んだ。学校での取り組みの様子を紹介した「学校便り」なども送信してもらっている。11月1日から11月30日にも、同様のキャンペーンが予定されている。 ・いじめストップリーダー研修・・・7月30日から31日の2日間、オーエンス泉岳自然ふれあい館において「いじめストップ・リーダー研修」を実施した。仙台市立中学校・中等教育学校の代表生徒128名（各校2名、1、2年生各1名で男女1名ずつ）が、「他者理解・多様性を認める」とはどんなことなのかを理解するために、グループエンカウンターや話し合い活動、そして話し合ったことの発表や道徳の授業などに取り組んだ。様々な活動を通して、リレーションとルールのある親和的な集団を作るために、自分が学校に戻った時に何が実践できるのかを考えながら取り組むことができた。 ・いじめ防止「きずな」サミット・・・12月6日に、仙台市中小企業活性化センター（AER）5階多目的ホールにおいて「いじめ防止『きずな』サミット」を実施する予定である。各小中学校の代表児童生徒（各校1名、小学校は5年生、中学校は2年生）が参加予定。
	学校・家庭・地域への情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・各校において、学校・家庭・地域によるいじめの実態などの情報共有や意見交換を実施するよう、5月25日付で市立学校へ通知済。意見交換実施後は各学校で保護者や地域に発出した文書を教育委員会に報告するよう依頼している。 ・5月に「いじめ防止『学校・家庭・地域連携シート』」を市立学校の全児童生徒に配布し、相談窓口一覧を改めて紹介するとともに、学校・家庭・地域の連携についての取組例を紹介した。
	道徳、人権教育等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育資料等を活用し、命の大切さやいじめ防止に係る教育を道徳や特別活動等のカリキュラムに位置付けたうえで実施している。
	教職員の理解促進及び保護者、市民の特別支援教育理解を広めるための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・交流及び共同学習や障害者との交流活動を行う「心のバリアフリー推進事業」では、市内小中学校10校を認定し、9月から1月までの期間に障害者アスリートや障害者文化・芸術団体との交流等を実施し、児童生徒の障害理解を深める。また、2月には連絡協議会を実施し各校が取り組みを発表する予定である。 ・特別支援教育理解啓発資料を活用し、発達障害のある児童生徒への理解を促進する。内容案の検討と執筆作業を経て12月に製本し、1月に配布する予定である。
		新規

第一次提言を踏まえた平成30年度取組状況(最新版)

第一次提言項目	新年度の取組	事業内容	
2. 学校の体制強化等	スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーによる支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・4月よりスクールソーシャルワーカーを2名増員し、7名体制で対応に当たっている。 ・スクールカウンセラーは予算上3名増員し、年間35日配置（週1回配置）の小学校が54校から76校に拡充された。 	拡充
	いじめ対策支援員による支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・5月1日から、いじめ対策支援員20名を市立小学校に配置し、主にいじめ問題の未然防止のために、児童や学級の見守り活動や声掛け。また、いじめ問題が発生した場合は被害児童の安全確保や加害児童の指導等、再発防止に向けた活動を行い、学校職員への助言等も行っている。 	拡充
	スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの周知	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に対して、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーに関するリーフレットを活用し、周知を図る。 ・4月13日の全市立学校対象の学校経営要録等説明会において、スクールカウンセラー配置事業要項及びスクールソーシャルワーカー活用事業要項を配布して事業の周知を図った。また、いじめ不登校対応支援チーム巡回訪問において、各学校に対してリーフレットを活用しながら効果的な連携の在り方について啓発している。 ・4月25日には、全市立学校のスクールカウンセラー担当者対象の研修会において、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの効果的な活用について、マニュアルやリーフレットのダウンロードの仕方を紹介するとともに、市内の小学校教諭とスーパーバイザーによる心理教育の実践事例を紹介した。 	拡充
	小学校への児童支援教諭の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・4月より児童支援教諭を小学校17校へ追加配置し、現在小学校77校に配置済である。 	拡充
	中学校へのいじめ対策専任教諭の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月よりいじめ対策専任教諭を全中学校へ配置している。 	
	3. 市長部局の専門機関が担う役割	発達評価体制強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害に関する医療相談をはじめ、発達相談支援センターの評価体制の強化を図るため、4月にアーチルに小児科医（常勤医師）を2名配置した。今年度は、学校へのアウトリーチ支援に医師も同行するなどの新たな取り組みを開始した。
発達相談・支援総合情報提供		<ul style="list-style-type: none"> ・発達に関する相談窓口や支援施策等の情報を網羅したパンフレットを作成するため、健康福祉局・子供未来局・教育局・区保健福祉センター等の関係課による発達障害児者支援庁内連絡会議にパンフレット作成ワーキングを設置し、今年度末の発行に向け作業を進める。 	新規
4. 学校と地域との連携強化	コミュニティ・スクール検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校支援地域本部事業や協働型学校評価での実績、学校や地域の状況を踏まえ、仙台版コミュニティ・スクールの在り方について検討委員会を立ち上げ協議する。 【第1回コミュニティ・スクール検討委員会】 7月11日開催 内容 ①コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について ②本市の関連事業について ③意見交換 	新規
	学校・家庭・地域によるいじめ防止に関する意見交換	<ul style="list-style-type: none"> ・各校において、学校・家庭・地域によるいじめの実態などの情報共有や意見交換を実施するよう、5月25日付で市立学校へ通知済。意見交換実施後は各学校で保護者や地域に発出した文書を教育委員会に報告するよう依頼している。 	

第一次提言を踏まえた平成30年度取組状況(最新版)

第一次提言項目	新年度の取組	事業内容	
第2 いじめの早期発見に関すること	SNS活用いじめ相談	<ul style="list-style-type: none"> ・7月20日に、仙台市立中学校，中等教育学校（前期），特別支援学校（中等部）の全生徒に「仙台市いじめSNS相談」のリーフレットを配布し，8月20日から運用開始。相談期間は，SNSによる相談は8月20日～9月9日，10月1日～10月15日，1月5日～1月15日いずれの期間も対応時間は18時から21時，SNSによる報告・連絡は8月20日～3月31日この期間の毎日24時間対応 	新規
	24時間いじめ相談専用電話	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒やその保護者からの相談に応じ，早期発見と問題解決を図る。4月1日から8月9日までの相談件数は151件。内訳としては，教育相談課SC対応が47件，業務委託先である「いのちの電話」対応が104件となっている。いじめに関する相談は33件で，そのうち25件は学校と連携して対応している。 	
	仙台市いじめ実態把握調査，仙台市教育委員会へのいじめ事案の報告（年4回）	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての児童生徒を対象として，自宅に質問票を持ち帰り記入するアンケート調査を実施する。仙台市いじめ実態把握調査については，11月末時点の実態をまとめ，1月までに報告される予定。 ・学校が把握した全てのいじめ事案について，年4回に分けて教育委員会に報告する。仙台市教育委員会への事案報告（年4回）については，4月から6月末までの各学校で認知したいじめ事案について，1つの事案について，加害被害児童生徒名や事案概要，学校で組織的に対応したかどうか（いじめ対策委員会の開催日，加害被害の保護者に連絡した日，解消したかどうか）の報告。 	
	教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーやさわやか相談員を含めた全教職員による相談体制，相談室の場所，環境について点検，整備し，児童生徒や保護者がいじめについて相談しやすい環境を整える。 ・いじめ事案，学級経営，保護者への対応等に関して教職員が相談できる窓口について，広く周知を図る。 ・5月に「いじめ防止『学校・家庭・地域連携シート』」を市立学校の全児童生徒に配布し，相談窓口一覧を改めて紹介するとともに，学校・家庭・地域の連携についての取組例を紹介した。 	
第3 事案発生時の対応に関すること	教職員の研修と関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・全学校のいじめ対策担当教諭を対象とした「いじめ対策担当教諭研修」を2回実施した。第1回目は，5月1日に実施。いじめ対策担当教諭としての心構えや組織的対応に関する講話の後に，各学校の取組の紹介や中学校区の連携に関するグループ協議を行った。第2回目は，7月6日実施。インシデントプロセス法を活用したいじめ事案の事例検討を行った。 ・4月1日，全教職員に「子どもたちをいじめから守るためのいじめ対策ハンドブック」を配付し，年度初めのいじめ対応に関する校内体制の確認や校内研修に役立てている。また，いじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」と共に各関係機関にも配付し，関係機関との連携強化に努めている。 	

第一次提言を踏まえた平成30年度取組状況(最新版)

第一次提言項目	新年度の取組	事業内容	
	スクールロイヤーによる学校支援	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ事案への対応やいじめ防止対策の充実, その他問題に対応するため, 弁護士による法的観点からの相談・支援を行う。「学校からの相談対応」に当たる弁護士(スクールロイヤー)3名と「弁護士による学校訪問」, 「いじめ予防教育の授業モデルの構築」, 「教員向け校内研修会」の各事業に当たる弁護士(アドバイザー)4名(計7名)の弁護士により, 学校を支援する。9月上旬より事業を開始する予定である。 	新規
第4 その他			
1. 教員が児童生徒と向き合える時間の確保	35人以下学級の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度より中学校2年生に拡充をしたところであり, 平成31年度についても教職員増員及び教室の整備等を行うことで, さらに中学校3年生に35人以下学級を拡充する予定である。 	新規
	部活動指導員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度中に, 単独で部活動指導や大会への引率ができる部活動指導員を市内数校に配置する予定である。 	新規
	校務支援システムの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度から市内全小中学校に対して校務支援システムの本格的運用を開始し, 教職員が十分に子供と向き合える体制づくりを進めている。今後は, 新学習指導要領に対応したシステム改修を行うとともに, アンケート等を活用することにより, システムの早期定着と効果的な運用を図っていく。 	
	給食会計管理システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度の給食会計管理システムの導入に向け, システム開発等の準備を進める。 	
2. 各学校の主体性を引き出す取り組み	いじめ不登校対応支援チーム巡回訪問	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ不登校対応支援チームが全市立学校の巡回訪問を行い, 各校のいじめ対策について助言指導を行う。5月から10月にかけて, 仙台市立学校の全189校(小120校, 中63校, 中等教育1校, 高4校, 特支1校)を訪問する。現時点(8月末日)で, 127校(約67%)への訪問が終了した。 	
	いじめ防止に向けた研修	<ul style="list-style-type: none"> ・校長研修や校長会生徒指導部の研修を通じて, いじめ対策の充実化を図る。小・中学校長会生徒指導部会と連携し, 学校の生徒指導対応に係る研修会を実施している。 8月20日に文科省児童生徒課の行政説明に, 校長会や市教委, 関係機関の職員がともに参加し研修を受ける機会を設けている。 	
	市長部局各課等が開催する研修・セミナーへの教職員の参加	<ul style="list-style-type: none"> ・新任教頭研修の一つとして, 市長部局が開催する研修へ参加している。参加(予定)した研修は以下のとおり。 ①コンプライアンス推進トップセミナー ②係長研修 ③危機管理広報 ④コピーライターに学ぶ見出しの書き方 ⑤広報業務における著作権保護について ※コンプライアンス推進トップセミナーは, 校長や新任以外の教頭等の基幹的役割を担う教職員も参加。 ・市長部局等の課長級を対象とするコンプライアンス推進員研修に, 校長, 教頭, 主幹教諭等の基幹的役割を担う教職員が参加する予定である。 ・職員研修所の研修において, 校長や教頭の参加機会を作っている。 	新規